

佐賀県告示第 364 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は県税条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例（平成 16 年佐賀県条例第 30 号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、当該期限が令和 3 年 8 月 11 日以降に到来するものについては、個人の県民税、地方消費税、県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 13 条第 2 項の規定により課されるものに限る。）、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税（県税条例第 113 条の 2 第 6 項及び第 113 条の 3 の規定により徴収する種別割を含む。）及び軽自動車税（地方税法第 442 条第 1 項第 1 号に定める環境性能割に限る。）並びに狩猟税を除き、当該期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 3 年 9 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
佐賀県	武雄市及び杵島郡大町町